

**千早赤阪村過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)に関する中間評価**

令和7年10月

千早赤阪村

目次

1. 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画について

- (1) 基本的事項
- (2) 対象地域
- (3) 基本方針
- (4) 計画期間
- (5) 基本目標

2. 中間評価について

- (1) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (2) 中間評価の内容
- (3) 中間評価の結果・考察

【別紙】事業の取組状況について

- ・ 中間評価シート

1. 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画について

(1) 基本的事項

本村は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づき、過疎地域の公示を受けた。

令和3年9月、国等からの財政上の支援を受け、過疎地域が抱える産業や医療、教育などの施策を、総合的かつ計画的に推進し、過疎からの早期脱却、そして持続的発展をめざすため、「千早赤阪村過疎地域持続的発展計画【前期計画(令和3～7年度)】」を策定した。

(2) 対象地域

千早赤阪村全域

(3) 基本方針

過疎地域では、著しい人口減少や少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊に求められており、その取り巻く状況は一層厳しさを増している。

本村においても同様の課題を抱える中で、これまで、総合的かつ計画的にむらづくりを進めるための基本的な指針である総合計画を策定し、長期展望に立ったむらづくりに取り組んできた。

本村における過疎対策については、これまでの取組みを継続しつつ、「千早赤阪村総合計画」を本村の持続的発展のための指針とし、総合計画に掲げるむらづくりの基本理念・将来像・最重点目標を、地域の持続的発展のための基本方針に位置づけ、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確に捉えながら、各種施策を進める。

また、こうした施策の実現にあたっては、行政だけでなく、村民、地域団体、事業者、さらには村に関係する人々が一体となって、住む人が満たされ、訪れる人が癒される魅力あるむらづくりをめざす。

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

ただし、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じ柔軟に見直す。

(5) 基本目標

本計画において、令和7年度末における目標として、社人研推計では、4,287人(国勢調査)となる見込みであるところを、4,805人(住民基本台帳)で維持することをめざす。

目 標	基準値 (令和3年3月31日)	目標値 (令和8年3月31日)
住民基本台帳人口	5,064人	4,805人

2. 中間評価について

(1) 計画の達成状況の評価に関する事項

村では協働によるむらづくりを基本としながら、施策区分ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定する。また、毎年度、「PDCAサイクル」により各事業内容を適正に進行管理し、その成果を内部評価により継続的に評価し、計画期間終了後に全体の達成状況を公表する。

(2) 中間評価の内容

- ・社会増減及び自然増減状況の確認(令和3年度～令和6年度)。
- ・基本政策の取組状況については、別紙「中間評価シート」を参照。

【評価視点】

評価の視点	考え方
KPIの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・KPIの推移は妥当であるか ・事業の実施効果があらわれているか ・目標値の設定は妥当であるか
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・KPI達成のための手段は妥当であるか ・住民ニーズに適した事業内容となっているか ・事業の実施方法に改善すべき点はないか

【評価】

5点	特に良好 (目標を上回る成果)
4点	良好 (予定どおりの成果)
3点	妥当 (おおむね予定どおりの成果)
2点	見直し検討 (目標や手段の再検討が必要)
1点	要改善 (目標や手段の改善が必要)

(3)中間評価の結果・考察

【結果】

千早赤阪村における社会増減及び自然増減の状況(令和3～6年度)

(単位:人)

年度	社会増減		自然増減		全体増減
	転入者数	転出者数	出生	死亡	
令和3年度	92	121	13	99	▲115
令和4年度	102	144	19	80	▲103
令和5年度	103	120	15	90	▲92
令和6年度	120	164	11	105	▲138

- 令和3～6年度の社会増減及び自然増減について、令和3年度が▲115人、令和4年度が▲103人、令和5年度が▲92人、令和6年度が▲138人であり、この4年間で平均▲112人の人口減少となっている。
- 令和3～6年度の人口動態の属性について、この間の転出者の多くが、生産年齢人口(15～64歳)であった。
- この間の出生数は、人口1,000人当たりで約3人程度の出生数であり、過去と比較し約半減以下となっている。

【考察】

- 本計画における基本目標として、人口維持4,805人を目標としているにもかかわらず、人口減少が続き、令和7年3月31日時点では総人口4,612人と人口減少に歯止めが効かない状況となっている。
- ただ、この間の転入者数が年々増加傾向にあることは、本計画に基づく過疎対策が少なからず一助となっていると考えられ、その効果の現れとして一定の評価ができる。
- 本計画に位置付けた各種事業については、今後も引き続き計画どおり事業を推進していくとともに、さらなる人口減少対策について、総合的に施策を展開していく。

別紙

千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 目標 (KPI) 数値の推移

章	項目	頁	目標	【前期計画】			実績値			【後期計画】		
				基準値	目標値	備考	令和3年度	令和4年度	令和5年度	基準値	目標値	備考
				(令和2年度)	(令和7年度)					(令和6年度)	(令和12年度)	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P19	1 社会増減がゼロ以上 (転入者数≧転出者数)	▲14人	±0人		▲29	▲45	▲17	▲44人	±0人	転出者数が 転入者数上回らない
			2 ふるさと応援寄附金件数(年間)	773件	850件	基準値の10%増	→ 310	276	342	→ 559件	1,000件	基準値から増
			3 地域おこし協力隊員数	0人	5人	累計人数	0	0	0	0人	8人	累計人数
3	産業の振興	P23	4 営農法人数	2法人	3法人		2	2	2	2法人	4法人	基準値から増
			5 有害鳥獣駆除数(年間)	72頭	120頭	基準値の60%増	13	55	19	84頭	120頭	基準値から増
			6 森林間伐面積(年間)	53.53ha	53ha	基準値の維持	10.68	21.95	12.82	31.02ha	53.00ha	基準値から増
			7 地方税課税免除制度を活用した 企業誘致・設備投資件数	0件	1件		→ 0	0	0	→ 0件	1件	基準値から増
			8 創業支援受講者による 新規創業者数	0人	4人		0	0	0	0人	4人	基準値から増
			9 新規特産品数	0品	4品		0	0	0	0品	8品	基準値から増
			10 村観光協会会員数	17件	21件	基準値の20%増	18	18	20	18件	25件	基準値から増
4	地域における情報化	P27	11 マイナンバーカードを 利用した電子申請手続数	0件	27件		0	1	9	13件	5件	基準値の維持
			12 電子申請システム導入数	0件	2件		→ 0	0	1	→ 1件	1件	基準値の維持
			13 広報手段の増加	2件	3件	SNSを活用した 広報手段	2	3	4	4件	3件	基準値の維持
5	交通施設の整備、交通 手段の確保	P29	14 道路改良率	57.5%	58.5%	基準値から1%増	57.5	57.5	57.5	58.0%	60.0%	基準値から増
			15 緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	75%	基準値から25%増	→ 50	50	50	→ 50%	100%	基準値から増
			16 村内の公共交通機関路線延長	L=22.7km	L=22.7km	基準値の維持	22.7	22.7	22.7	L=14.8km	L=22.7km	基準値から増
6	生活環境の整備	P34	17 水洗化率	85.6%	85.7%	下水道	87.2	87.4	87.4	88.2%	92.2%	基準値から増
			18 浄化槽整備率	45.4%	53.0%	合併浄化槽	44.8	44.3	45.5	46.8%	53.3%	基準値から増
			19 下水道普及率	78.7%	79.5%		78.9	79.5	79.7	79.9%	80.0%	基準値から増
			20 廃棄物総排出量(年間)	1,691 t	1,630t	基準値の3.6%減	→ 1,746	1,594	1,616	→ 1,636 t	1,630t	基準値から減
			21 有価物回収量(年間)	256.6t	268.9 t	基準値の4.8%増	174.0	246.0	241.0	210.0 t	268.9 t	基準値から増
			22 自主防災組織の結成数	10件	13件	全ての地区・自治会 で結成	0	11	13	13件	13件	基準値の維持
			23 災害協定の締結件数	3件	8件		3	8	9	12件	12件	基準値の維持

章	項目	頁	目 標	【前期計画】			実績値			【後期計画】				
				基準値	目標値	備 考	令和3年度	令和4年度	令和5年度	基準値	目標値	備 考		
				(令和2年度)	(令和7年度)		(令和6年度)	(令和12年度)						
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P40	24	出生数(年間)	16人	26人		13	19	15	11人	26人	基準値から増	
			25	地域子育て支援拠点事業 未就学児1人あたりの利用(年間)	5.0回	5.2回	基準値の維持	4.0	5.4	5.9	5.0回	5.2回	基準値から増	
			26	要介護認定者数	324人	304人	基準値の6.2%減	338	360	402	423人	292人	基準値から減	
			27	介護予防自主グループ数	11グループ	14グループ		10	12	12	13グループ	16グループ	基準値から増	
			28	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数(年間)	636人	576人	基準値の9.4%減	658	630	617	658人	612人	基準値から減	
			29	福祉施設から一般就労への 移行者数(年間)	0人	1人		0	0	0	0人	1人	基準値から増	
			30	がん検診受診率	胃がん	7.1%	7.6%	基準値の0.2%から 0.5%増	7.2	7.4	7.4	7.3%	8.0%	基準値の維持
					大腸がん	7.2%	7.6%		7.5	8.2	7.8	7.9%	8.0%	
					肺がん	6.1%	6.6%		6.0	6.8	6.3	6.6%	7.0%	
					乳がん	15.4%	15.7%		15.6	16.5	17.4	16.4%	16.0%	
子宮頸がん	15.6%	15.8%			16.1	15.7	16.0		15.2%	16.0%				
8	医療の確保	P43	31	医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持	4	4	4	4カ所	4カ所	基準値の維持	
9	教育の振興	P46	32	全国学力・学習状況調査の平均正答率	中学校	大阪府平均正答率と同等	大阪府平均正答率を上回る	令和2年度は実施していないため、令和7年度を基準値とする。	同等	同等	下回る	大阪府平均正答率を下回る	大阪府平均正答率を上回る	基準値から増
			33	全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校	大阪府平均正答率と同等	大阪府平均正答率を上回る		同等	同等	下回る	大阪府平均正答率を上回る	大阪府平均正答率を上回る	基準値の維持
			34	全児児童生徒数		0人	0人	基準値の維持	0	0	0	0人	0人	基準値の維持
			35	図書室貸出冊数		13,120冊	14,000冊	基準値の6.7%増	12,861	12,952	12,727	12,765冊	15,500冊	基準値から増
			36	図書室の利用者数		3,131人	3,300人	基準値の5.4%増	3,250	3,426	3,527	3,494人	3,300人	基準値の維持
10	集落の整備	P48	37	防犯カメラ設置台数	6台	11台		9	13	13	13台	11台	基準値の維持	
			38	危険廃屋の解体撤去(年間)	-	-		-	-	-	0戸	2戸	基準値から増	
11	地域文化の振興等	P50	39	郷土資料館の来館者数(年間)	3,171人	3,000人	基準値は令和元年度。基準値の維持	2,877	3,188	2,866	2,976人	3,100人	基準値から増	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	P52	40	庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	338.89 t-CO ₂	289.67 t-CO ₂		328.34	-	332.41	342.00t-CO ₂	248.65t-CO ₂	基準値から減	
13	その他地域の持続的発展に 関し必要な事項	P55	41	タウンミーティング数	0件	4件		0	13	0	0件	8件	基準値から増	

別紙 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)における基本政策の取組状況(令和3年度～令和6年度)の中間評価シート

【基本政策】

政策	施策	施策内容	事業名	評価		今後の課題と対応策
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	①移住・定住の促進	若者の定住を図るため、村では子育て支援サービスの充実や環境整備を推進している。 今後も本村のホームページ等で村の魅力や必要な情報等を発信するとともに、多様な交流機会の創出や村内の住まいの確保、生活しやすい環境づくりに取り組むことでさらなる移住・定住を図る。	・定住促進空き家改修補助事業 ・住宅取得費用補助事業	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	これまで一定の移住者を獲得できたが、20歳代から30歳代といった若年層の転出超過に歯止めがかかっていない。移住者の獲得はもとより、長く住んでもらうための定住促進に向けた取組が必要となっている。
	②地域間交流の促進	本村ではコミュニティ活動の助成等、村民との協働や地域・団体の自発的な取組の支援を行っている。今後、活動のさらなる活性化に向け、地域・団体主体で取り組むイベントへの支援を通じ、多くの人が集まる機会の創出に取り組む。また、SNSを活用した地域情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加につなげる。	・ふるさと応援寄附金事業	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	観光等による交流人口の増加以外にも、ふるさと応援寄附金事業を活用して村の魅力のPRや村のファン作り、地域・団体主体で取り組むイベントへの支援や近隣自治体との連携を通じ、多くの人が交流する機会の創出に取り組む、豊かな自然や歴史・文化を有する本村の魅力を再発見する機会づくりや地域活性化にも期待されるため、活発な交流をめざすことが求められる。
	③人材育成	人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保が必要となる。 本村では地域おこし協力隊を導入し、地域力の維持・強化を図っているが今後、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。	・地域おこし協力隊事業 ・集落支援員事業 ・地域活性化起業人事業	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、産業や地域活動を支える担い手の不足等の課題が生じている。本村の地域力を次世代に受け継いでいくためには、むらづくりを担う人材の育成が不可欠であり、若者の移住や定住を推進し、さらには地域や地域の人々と多様に係わる「関係人口」や団体を増加させる取組が必要となっている。
(2) 産業の振興	①農業の振興	生産農家の経営安定化を図るため、大阪府や農業協同組合等の協力による営農指導、地産地消の促進等生産から出荷までを支援する。さらに農業への新規参入を促進する等、担い手の育成に取り組む。 また、イノシシやアライグマ等による農作物被害を防ぐため、捕獲に向けた体制整備や防護柵の設置促進等に取り組む、農家の収益の確保を図る。	・農業次世代人材投資事業 ・農作物被害防止対策事業 ・農業用施設整備事業 ・農の活性化プロジェクト ・農産物直売所活性化事業 ・営農促進事業 ・ビニールハウス栽培促進事業 ・特産物育成事業	4	良好 (予定どおりの成果)	農業従事者の高齢化、後継者不足等により、放任園、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害がみられ、農家の多くは規模が縮小傾向にある。 今後も引き続き、農業の振興を図るため農用地の有効利用、さらには後継者づくり対策等を実施し、地域に対応した農業施策の推進、農業経営の安定化や耕作放棄地の解消等に努める必要がある。
	②林業の振興	間伐や枝打ち等の森林整備を促進し、商品価値の高い大径木を生産するとともにおおさか河内材の利用を促進し、林業の活性化を推進する。森林の適切な管理には、労働力の確保・育成が重要であることから、その体制づくりの充実をめざす。また、間伐やおおさか河内材のブランド化等を促進し、多様化する市場や消費者ニーズに対応するための新商品の開発や付加価値化等新たな販売戦略を推進する。	・森林整備地域活動計画作成事業 ・森林環境保全整備事業 ・間伐材搬出事業 ・条件不利森林間伐事業 ・林業用施設等整備事業 ・森林経営管理制度事業	4	良好 (予定どおりの成果)	近年の林業は、国産材離れ等により低迷が続き、採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化による担い手不足等により極めて厳しい状況にあり、主伐時における収入も減少しており、国庫補助事業等を利用しなければ持続的森林経営の維持が難しい状況にある。 また、森林環境譲与税を活用し、「おおさか河内材」の利用拡大や、間伐の促進等健全な森林の維持、持続可能な林業経営を図る必要がある。
	③企業誘致の推進	広域基幹道路である国道309号河南赤阪バイパスをはじめ村内主要幹線道路沿道の適地において企業誘致を推進する。	・企業誘致事業	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	国道309号沿いや村内唯一の準工業地域となっている二河原辺・水分地区の主要村道沿いについて、新たな企業誘致や既存企業の村外への流出抑制を図るため、土地利用制度の弾力的な運用のほか、起業・創業施策や雇用施策等のソフト面での連携が必要である。

別紙 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)における基本政策の取組状況(令和3年度～令和6年度)の中間評価シート

【基本政策】

政策	施策	施策内容	事業名	評価		今後の課題と対応策
(2) 産業の振興	④商業の振興	富田林商工会と協力して中小企業の育成振興等に取り組む。 また、民間活力を活用し、情報発信・流通機能を有する道の駅「ちはやあかさか」を充実させ、観光イベント等積極的なPR活動を行うとともに、新たな特産品の開発に努め、商業の活性化を図る。	・創業支援事業	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	本村には、食料品等の生活必需品を中心に販売規模の小さな小売店舗が数店舗あった。しかし、大規模店舗の郊外立地等により、閉店を余儀なくされた店舗も多い。 今後は、消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる体制整備等消費者ニーズに対応した方策が必要である。
	⑤観光の振興	自然を満喫できる金剛山周辺や村内に点在する楠木正成に関する史跡等をより多くの人々が楽しめるよう道の駅や、交通網の整備を図る。 また、農林業等の事業者・団体と連携した農業体験を通じた観光開発や村民との協働による特産品のブランド化を推進し産業促進や地域活性化にもつなげる。	・景観向上整備事業 ・地域活性化・交流拠点整備事業 ・奥河内観光事業	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	本村は、南北朝時代に活躍した名将・楠木正成の生誕地やゆかりのある史跡等多くの歴史資源、また大阪府最高点の金剛山を有し、自然、文化、歴史等様々な地域資源が存在し、多くの人々が観光に訪れているが、楠木正成に関する史跡等地域資源が点在しているため、滞在時間が短い観光となっている。今後、個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、こうした点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興の取組が必要である。
	⑥産業振興促進	本村全域において、製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報通信産業を新設又は増設した者に対し、過疎地域特別償却設備及び当該過疎地域特別償却設備である家屋の敷地に対して固定資産税を免除し、産業振興を促進する。	・地域再生法に基づく産業振興促進区域及び振興すべき業種	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	減価償却の特例や地方税の課税免除の対象となる事業について、大阪府や近隣自治体、関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに、積極的に周知を行い、制度の活用を促進を図る。
(3) 地域における情報化	本村が地理的な制約を受けることなく活性化を図っていくためには、情報通信技術(ICT)の活用を積極的に進める必要がある。 しかし、高齢化が進む本村では、一足飛びのICT化を推進するのではなく、インターネットを利用した情報発信や産業の活性化、行政情報化を推進し、マイナンバーカードの普及、行政手続きのオンライン化等住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。 また、防災行政無線の適正管理や聞こえにくい音声伝達困難地域に戸別受信機の設置を推進する等情報通信の充実を図る。	・防災行政無線設備改良事業 ・防災行政無線戸別受信機購入・設置事業 ・広報戦略推進事業 ・行政手続オンライン化事業	4	良好 (予定どおりの成果)	村内全域に発信できる防災行政無線の更新、音達不通地域における情報伝達手段の整備等、防災をはじめとする行政情報の提供に努め、引き続き施設の維持、活用を図る必要がある。また、ホームページによる情報発信、総合行政ネットワーク(LGWAN)や各種電算システムの導入による住民サービスの向上や行政事務の効率化等を図ってきた。 今後、ICT社会に対応した人材の育成、マイナンバーカード、キャッシュレス決済等の新しい技術を活用した行政サービスの利便性の向上、地域産業や住民活動の情報化による活性化等への対応が課題となる。	
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	①道路等の整備	村民の生活道路である村道の維持・改良、老朽化が進む橋梁の改修を計画的に進める。また、交通の利便性や防災力を高める道路を積極的に整備し、広域的基幹道路の整備の早期実現に向け、国や府に要望する。	・村道橋梁整備事業	4	良好 (予定どおりの成果)	府道は、整備されてから長期間が経過しているとともに、急カーブや狭隘部分が多く、大型車両のすれ違い通行に支障がある。安全な通学路の確保、災害時における交通網の確保、老朽化対策や交通量の増加等に対応した道路改良、歩道設置等といった改良等の整備が急務となっている。 村道は、道路整備計画を定め、計画的に改修整備を進めている。橋梁は長寿命化計画を定め、取り組んでいるが、その整備には多額の事業費が必要であり、倒壊等有事の際には、救援作業が遅れる可能性もある。インフラ整備については、早急に対策を講じる必要がある。
	②農道の整備	農道の整備及び老朽化した農道補修を推進する。	・農道整備事業	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	農業従事者の高齢化や農道の老朽化が進み、農作物の生産性が減少傾向にある。農業の振興のためには、農道の整備や改良が不可欠となっている。

別紙 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)における基本政策の取組状況(令和3年度～令和6年度)の中間評価シート

【基本政策】

政策	施策	施策内容	事業名	評価		今後の課題と対応策
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	③公共交通の維持・確保	村民の誰もが安心安全に外出できるよう、公共交通の運行を維持する等、交通手段の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通事業 ・路線バス等キャッシュレス化システム整備事業 ・4市町村地域公共交通活性化協議会負担金 	4	良好 (予定どおりの成果)	公共交通は、令和5年12月、金剛バス路線廃止に伴いその代替えとして富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会を設立し金剛ふるさとバス（コミュニティバス）を運行している。しかし、民間の定期路線バスは、自家用車の増加と人口の減少によって利用者の減少が続き便数も減少している。また、村内には路線バスの空白地域もあることから、超高齢社会の中、地域の実情に対応した持続可能な公共交通体系を村民と協働で構築することが必要である。
(5) 生活環境の整備	①上・下水道施設の整備	統合した大阪広域水道企業団と連携して安全で安定的な水道水の供給を図る。 また、下水道施設の整備及び適正な維持管理により、生活環境の向上及び良好な水質保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団負担金 ・下水道整備工事 ・マンホールポンプ改築更新工事 ・流域下水道建設費負担金 ・公共下水道維持管理事業 ・浄化槽設置整備事業 ・合併処理浄化槽維持管理費等補助事業 	4	良好 (予定どおりの成果)	水道事業は、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時の対応を図るため、平成29年に大阪広域水道企業団と経営統合した。今後は、施設の老朽化に伴う更新事業費の増大や、人口減少に伴う収益の低下、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震等の災害への対応を大阪広域水道企業団と連携して取り組む必要がある。 下水道事業は、今後、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増大等厳しさを増す経営環境の中、不断の経営健全化の取組が求められる。これからの下水道整備は、経営状況を踏まえつつ、効率的な事業推進が必要である。また、浄化槽整備については生活排水環境改善のため、さらに普及できる取組が必要である。
	②環境負荷の軽減	資源の再利用等を推進し、ごみの搬出量の削減に努める。また、南河内環境事業組合により適切なごみ処理に努めるとともに、ごみの減量化・リサイクルを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・南河内環境事業組合負担金 ・有価物集団回収支援事業 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	シール制の導入など今後も引き続き、生活環境の保全に向けた減量化・再資源化に対する住民意識の一層の高揚を図る必要がある。しかしその一方で、廃棄物等の不法投棄は後をたたず、自然環境及び景観上、問題となっている。
	③防災・消防対策の推進	大規模災害に対応するためには、「自助・共助・公助」を基本として「住民と行政の協働」によることが重要であり、地域の防災力を高めるため、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保、自主防災組織の育成等を積極的に取り組む。 南河内地区の自治体と消防広域化について協議し、災害時の初動体制の強化や大規模自然災害への迅速な対応ができる消防体制の強化を図るとともに、消防水利施設等を計画的に整備する。 また、村民が安全で安心して暮らせるよう、防犯対策や交通安全対策等の環境整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団消防車両・資機材整備事業 ・消防用水利整備事業 ・消防用水利整備事業 ・備蓄倉庫等整備事業 ・建築物耐震化事業 ・自主防災組織結成支援事業 ・がけ地近接等危険住宅移転補助事業 ・既存不適格住宅補強事業 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	中山間地域に位置している本村においては、地すべり等の自然災害の防止が重要である。現在急傾斜地崩壊危険箇所は、府事業により順次、防災対策が実施されており、今後とも地すべり等を未然に防ぐため、危険箇所の整備を進めていく必要がある。また、常備消防体制についても令和6年から5市2町1村で構成された、大阪南消防組合による消防広域化に伴い、非常備消防とともに体制強化を図る。
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	①子育て支援体制の充実	子どもを安心して生み、育てることのできる環境整備のため、集中した施策を展開し、地域社会全体で子育てを支える仕組みの構築をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園整備事業 ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・子ども医療費助成事業 	4	良好 (予定どおりの成果)	子育て支援として、妊婦から出産までは妊婦健診全額相当の助成等、新生児から幼児までは子育て拠点事業や子育て応援出産祝い事業等、また小学校から中学校卒業までは給食費助成事業等、妊婦から中学生まで切れ目のない子育て環境の充実を図っているが、依然少子化は進展している。 今後さらに多様化する養育等の環境に対応した子育て支援、そして子育て世帯のニーズに対応して、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。
	②高齢者福祉の推進	高齢者の充実した生活環境の向上に努めるとともに、総合相談体制を充実し、関係機関と連携を密にしながら認知症予防や権利擁護等を推進する。また、地域の実情に応じた体制整備を図り、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン整備事業 ・地域包括支援センター事業 ・地域包括ケアシステム構築事業 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、介護や健康管理、生活支援、さらには介護に携わる家族への支援も必要となっている。そのため、高齢者及び介護家族を支える仕組みに加え、地域ぐるみでサポートし合える体制づくりを行い、高齢者が暮らしやすい環境整備等に取り組む必要がある。 また、元気な高齢者がいきいきと暮らしていける地域社会の形成が重要である。住民の介護予防への関心や意識を高め、誰もが身近な地域で介護予防に取り組むことのできる環境を整備し、高齢者が持つ豊かな経験を地域社会に貢献できる機会の創出、世代間交流等による知識の継承等、長寿社会の中ですこやかに暮らしていける仕組みづくりが必要である。

別紙 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)における基本政策の取組状況(令和3年度～令和6年度)の中間評価シート

【基本政策】

政策	施策	施策内容	事業名	評価		今後の課題と対応策
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	③障がい者福祉の推進	「障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し障がい(児)者の地域生活を支援するため、関係機関の相互連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制をより一層推進することにより、障がい(児)者の自立・社会参加の促進を図る。	・重度障がい者医療費助成事業	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	障がい者の高齢化や介護者の高齢化が進んでいる。村内には障がい(児)者を受け入れる就労移行支援事業者等がなく近隣自治体の事業所に依存している。また、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等のための支援や体制づくりも不可欠である。すべての人が暮らしやすい社会を形成するためには、障がい(児)者もいきいきと安心して暮らし続けられる環境が必要であり、地域での自立に向けた社会参加を促す支援体制の確保が必要である。
	④保健衛生の充実	村民が安心して暮らしていくために、生活習慣病予防やがんの早期発見・治療、保健事業の推進と保健医療活動に取り組む。 また、地域における健康づくり活動や生きがいづくり支援を行い、広く村民の健康増進に努める。	・保健センター整備事業 ・任意予防接種事業 ・がん検診事業 ・がん患者医療用補整具購入費用助成事業	4	良好 (予定どおりの成果)	人口の急激な高齢化が進む中、疾病構造は、がん・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病が中心となっており、治療の長期化や介護を必要とする人が増加する傾向にある。また、死因の3割を占めるがんについては早期発見・早期治療が特に重要と考え対策を行っているが、より受診しやすい体制づくりが必要である。 特に少子高齢化が進む中、心や身体の不具合や不安を抱える人が増加しており、多様なニーズに合わせた個別の対応が必要で保健師による訪問指導の充実、他機関との連携が重要である。
(7) 医療の確保	村民が安心して医療を受けることができるよう、医師の確保や訪問診療等地域における持続可能な医療体制を整備する。国民健康保険直営診療所においては、経営の健全化に取り組むとともに、適時適切な医療サービスの提供に努める。 また、救急医療については、広域で南河内圏域救急医療体制を整備し、その充実を図る。		・国民健康保険診療所整備事業 ・休日診療所体制の確保事業 ・南河内南部広域小児急病診療体制の確保事業 ・南河内圏域障害児(者)歯科診療体制の確保事業 ・二次救急医療体制及び準夜初期救急医療体制の確保事業	4	良好 (予定どおりの成果)	今後、超高齢社会の中、外来や在宅の医療サービスの提供だけでなく、診療所を拠点とした保健事業と連携した健康づくり事業や介護予防等、健康増進や疾病予防も含めた地域医療体制の充実を図る必要がある。なお、村国民健康保険千早診療所については、築50年以上経過しているため、施設の老朽化・耐震等が課題となっている。また、少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度医療との広域連携といったネットワークの形成が必要である。
(8) 教育の振興	①生涯学習の充実	村民が生涯にわたって学習できる環境づくりを行うため、図書室の充実はもとより、村民の文化活動の育成、スポーツ施設の有効活用による生涯スポーツの振興、健康づくりや生きがいづくり等、はつらつとした村民生活を支援する。	・くすのきホール整備事業 ・B&G海洋センター整備事業 ・村民運動場整備事業 ・テニスコート改修事業 ・図書室情報システム更新事業	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	生涯学習活動として、英語教育が盛んな本村の特色を活かした英語教室、歴史・文化について探究する座学形式の講座、マリンスポーツを体験する機会の少ない児童を対象にした事業等、村の地域性、特色を活かした多様な学習機会の提供を行っている。今後、さらに村民ニーズに対応した事業の拡充と見直しが必要となっている。 社会教育施設については、各施設共に利用人数・収入は横ばい傾向にあるとともに、老朽化による改修及びサービスの向上が必要となっている。
	②教育の振興	学校教育においては、教育内容の充実と施設整備を進め、児童・生徒の教育環境を充実させる。本村の環境にふさわしく、子どもたちが学びやすい教育基盤の整備を検討するとともに、小・中学校連携の推進や学校給食における特色ある食育の推進等本村独自の教育施策を打ち出す。また、ICT教育では、GIGAスクール構想のもと、「学校教育情報化推進計画」により、学校教育の情報化を様々な視点から推進する。	・小・中学校空調設備整備事業 ・小学校設備改修工事 ・中学校設備改修工事 ・給食センター施設整備事業 ・副食費補助事業 ・学校給食費無償化事業 ・給食調理業務等委託事業 ・スクールバス運行事業 ・英語指導助手配置事業 ・体験型英語教育事業 ・情報教育推進コーディネータ導入事業 ・コンピュータ整備事業 ・学校教員加配事業	4	良好 (予定どおりの成果)	今後さらに、人口減少や少子化により児童・生徒数の減少が予測され、地域の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、少人数であることのメリットを最大限に活かす教育内容の一層の充実をめざした教育環境の整備が必要である。 本村では小・中学校の9年間を通じ、一貫した教育を推進することにより、「生きる力の育成」を図り、「確かな学力」の確立と「豊かな人間性と道徳心」を育むとともに、外国語活動・情報化教育等の充実に努め、村の特色を生かした学校づくりを進めている。学校の統廃合に伴う遠距離通学対策としてスクールバス運行等の通学支援も実施している。 今後、これらの教育方針や施策をさらに充実させるためには、小規模校や過疎地域の特性に応じた教育、資源循環を活かした教育等きめ細かな教育サポートが必要である。また、子どもたちが安全に安心して学校生活を送るためには、老朽化した施設の整備や教育環境の充実及び教職員の資質の向上に努め、誰もが学びたい学校環境づくりを進めていく必要がある。

別紙 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)における基本政策の取組状況(令和3年度～令和6年度)の中間評価シート

【基本政策】

政策	施策	施策内容	事業名	評価		今後の課題と対応策
(9) 集落の整備		ここ数年、人口減少や少子高齢化が進んでいる中、若者の流出が顕著に見られ、集落機能の低下が課題となりつつある。 集落機能の維持を図るためには、各集落の公益的機能や地域コミュニティ維持のため、支えあいの仕組みを基軸とした地域づくりとあわせて、集落間の連携も含めた地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に即した集落支援や整備、機能の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地区活動応援補助金事業 地区補助金事業 防犯カメラ設置事業 	4	良好 (予定どおりの成果)	<p>集落の抱える課題としては、少子高齢化が進んで、若年層の地域離れに拍車がかかり、集落が持つ公益的機能の低下が懸念されるほか、老朽空き家が放置されることにより、集落環境を悪化させ、住環境や景観を損なうなどの影響が問題となっている。</p> <p>また、安心して暮らすことができるむらづくりを推進するため、犯罪の未然防止対策が必要となっている。</p>
(10) 地域文化の振興等		本村特有の伝統文化や歴史を再認識し、これらの保存や活用により教育、文化の振興を図る。 また、本村の伝統文化や歴史に触れることができる文化施設の充実に努めるとともに、他自治体との交流や民間交流等、交流活動が容易となる環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備事業 郷土資料館整備事業 郷土資料館収蔵品管理事業 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	<p>本村には、国指定重要文化財である建水分神社本殿(三殿)や三つの国指定史跡(赤阪城跡、楠木城跡、千早城跡)をはじめ多くの文化財があり、貴重な遺産を後世へ受け継いでいくことが求められる。</p> <p>また、郷土文化として、建水分神社秋祭りや中津神社獅子舞等があり、地域で郷土文化の保存に取り組んでいるが、少子化や伝承者の高齢化、郷土に対する意識の希薄から、継承が困難な状況になってきている。</p> <p>芸術・文化活動では、住民が中心となり、文化展等特色ある活動を展開しているが、少子高齢化や若年層の人口流出に伴い、活動も縮小傾向にある。</p>
(11) 再生可能エネルギーの利用の推進		太陽光、水力、バイオマス等の自然界に存在し、永続的に利用できる再生可能エネルギーの利用を大阪府と連携して村民や事業者等に啓発を行う。 また、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」により、庁内の事務・事業において温室効果ガスの排出削減目標を設定し、地球温暖化等の環境問題に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー啓発事業 	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	<p>地球温暖化対策実行計画(事務事業編)により、庁内の事務・事業に対し温室効果ガスの排出削減目標を設定し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるが、太陽光発電の新設や、施設設備等の更新により地球温暖化等の環境問題に取り組む必要がある。</p>
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	①効率的な行財政運営	効率的な行財政運営を行うため、周辺自治体と連携を一層強化し、事務の共同処理や施設の共同利用、政策連携を積極的に図る等、効果的・効率的な広域(行政)連携を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 南河内広域連携事業 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	<p>本村では、住民自治に基づくむらづくりを行うとともに、近隣自治体との広域連携により、村民サービスの維持向上に努めている。</p> <p>今後さらに地方分権が進む中、地域と行政が連携(協働)したむらづくりを推進するとともに、さらなる行政の広域化を積極的に推進する必要がある。</p>
	②村民との協働によるむらづくりの推進	村民・地域団体・事業者・行政との役割分担を明確にし、自主的な地域づくりの推進活動を支援する。また、タウンミーティングやパブリックコメントの実施等村民がむらづくりに参加しやすい環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> タウンミーティング実施事業 	2	要改善 (目標や手段の改善が必要)	<p>旧過疎法による過疎対策等によって生活基盤である公共施設等の整備を進めたとともに、地域おこし協力隊員の導入等あらゆる試みによって地域活性化の促進等に取り組んできた。</p> <p>むらづくりは、地域住民が主体となって取り組むことが基本であり、住民参加をむらづくりの根底に据え、村民・地域団体・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しつつ、互いに協力し合い行動を起こし、新たな価値を創造していく「協働」によるむらづくりを推進する必要がある。</p>
	③新庁舎建設事業	村民に質の高い行政サービスを提供するために、災害時の防災拠点として役割を合わせもつ役場庁舎の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点整備事業(役場庁舎) 	3	妥当 (おおむね予定どおりの成果)	令和5年9月に竣工した。